

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月10日

【事業年度】 第87期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 東洋建設株式会社

【英訳名】 TOYO CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 赤井 憲彦

【本店の所在の場所】 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

【電話番号】 06（6209）8711

【事務連絡者氏名】 大阪本店 総務部長 木村 政臣

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1

【電話番号】 03（3296）4611

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部総務部長 中村 俊夫

【縦覧に供する場所】 東洋建設株式会社 本社  
（東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1）  
東洋建設株式会社 東関東支店  
（千葉市中央区富士見二丁目13番1号）  
東洋建設株式会社 横浜支店  
（横浜市中区尾上町四丁目52番地）  
東洋建設株式会社 名古屋支店  
（名古屋市中区錦一丁目17番13号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1 【提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第87期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

#### 3 配当政策

#### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけており、平成18年度を初年度とする3ヶ年の中長期経営計画期間中の復配を目指し、会社を挙げて邁進しているところである。

当社は、自己資本の充実を図り、強固な財務基盤を築いて会社経営を安定させることが、株主の皆様に対する利益還元を行っていくために不可欠と考えており、このため当期の繰越利益剰余金から第一回優先株式及び第二回優先株式への所定の配当実施後の残額は全額次期に繰越すこととし、普通株式の剰余金配当については、無配とした。

(訂正後)

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけており、平成18年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画期間中の復配を目指し、会社を挙げて邁進しているところである。

当社は、自己資本の充実を図り、強固な財務基盤を築いて会社経営を安定させることが、株主の皆様に対する利益還元を行っていくために不可欠と考えており、このため当期の繰越利益剰余金から第一回優先株式及び第二回優先株式への所定の配当実施後の残高は全額次期に繰越すこととし、普通株式の剰余金配当については、無配とした。

なお、剰余金の配当は年1回の期末配当としており、剰余金の配当決定機関は株主総会である。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりである。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
平成19年6月28日 定時株主総会決議	第一回優先株式	13,981,740円	5.855円
	第二回優先株式	85,225,380円	5.855円

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) 会社の機関の内容および内部統制システムの状況等

①～⑤省略

(訂正後)

(1) 会社の機関の内容および内部統制システムの状況等

①～⑤省略

⑥ 自己の株式の取得要件

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策が遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めている。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨定款に定めている。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めている。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めている。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めている。

以上